

質問番号	質問日	資料名	ページ番号	見出し番号					質問	回答
1	8月25日	公募設置等指針	4	第1	4	(2)	—	—	事業区域に隣接するプール等との利用者の動線を考えた場合、渡り廊下等の設置も考えられると思います。既存施設との動線は、民間事業者からの提案次第と考えてよろしいでしょうか。	既存施設との動線につきましては、提案していただくことで問題ありません。
2	8月25日	公募設置等指針	5	第1	4	(3)	—	—	公募対象公園施設のうちビジターセンターの運営方法につきまして、町の直営または指定管理者制度を導入する考えなのかを教えてください。	現段階では決まっていませんが、直営または指定管理者による運営と考えております。
3	8月25日	公募設置等指針	5	第1	4	(3)	—	—	特定公園施設における建設期間中の占有料免除の対象は、必須提案施設の駐車場だけではなく、任意提案施設も含まれるのでしょうか。	ご認識のとおり、任意提案施設も対象となります。
4	8月25日	公募設置等指針	11	第2	1	(6)	①	—	柏の木は原則伐採不可とのことですが、事業区域内の他の樹木は伐採してもよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりで合っております。別添7に事業区域内の柏の木(3本)の場所を示しております。柏以外の樹木は伐採して構いません。
5	8月25日	公募設置等指針	13	第2	2	(2)	①	d)	「町が賃料総額の支払いを行った場合は、認定計画提出者から町に無償で譲渡されるものとする」の内容について、どういう意味なのか教えてください。譲渡ということであれば、撤去費は不要と考えてよろしいのでしょうか。	公募対象公園施設のうち必須提案施設(モンベルショップ及びビジターセンター)につきましては、町が賃料総額の支払いを完了した際に、町に無償譲渡いいただく考えとなります(公募設置等計画(20年間)の期間中に繰り上げて支払いを完了した場合を含みます)。このため、ご指摘のとおり撤去費は不要となります。ただし、公募対象公園施設のうち任意提案施設につきましては、事業期間完了後に現状復旧に係る解体・撤去費を負担頂くこととなります。
6	8月25日	公募設置等指針	13	第2	2	(2)	①	c)	公募対象公園施設(必須提案施設)のモンベルショップ直営店の設計につきまして、設計に関する仕様は提示されるのでしょうか。	公募の段階では、提示いたしません。事業者決定した後、詳細を検討する流れを想定しております。
7	8月25日	公募設置等指針	15	第2	2	(2)	①	c)	公募設置等指針(P15)以外に図面は提供されないのでしょうか。	公募設置等指針(P15)よりも事業エリア等が分かるような図面を公開します。
8	8月25日	公募設置等指針	17	第2	3	(2)	①	a)	特定公園施設(必須提案施設)の駐車場につきまして、路盤構成の指定はありますか。	北海道の道路事業設計要領などの基準に沿って、設置していくことを想定しています。
9	8月25日	公募設置等指針	17	第2	3	(2)	①	a)	特定公園施設(必須提案施設)の駐車場台数100台程度とは、モンベルショップ直営店+ビジターセンターの台数に公募対象公園施設(任意提案施設)も含むと考えてよろしいでしょうか。また、モンベルショップ直営店が必要と考えている駐車場台数についても教えてください。	公募対象公園施設(任意提案施設)も含むことを想定していますが、決定した事業者と協議の上、設定したいと考えております。モンベルからは80台程度の想定と確認しています。なお、道の駅南から及びモンベルショップでは約100台程度の駐車場が整備されていますので、参考としてください。

10	8月25日	公募設置等指針	19	第2	3	(5)	②	—	「特定公園施設のうち、任意提案施設は指定管理委託料の想定(年額)を提案すること。なお、当該施設が入場料等を徴収する場合は、入場料等が指定管理者の収入とする」とありますが、入場料設定の考え方があれば教えてください。 また、町民と町外で料金を区分することは可能でしょうか。	特定公園施設(任意提案施設)は、都市公園法第2条第2項第1号～第7豪に掲げる公園施設を対象に、民間事業者から幅広く提案していただくことを想定しております。 民間事業者からどのような提案がなされるか不透明な段階であることから、入場料の設定につきましては、他事例を参考に民間事業者からご提案頂きたいと考えております。 町民と町外で料金を区分することは可能であると考えますので、公募設置等計画の中で、提案してください。
11	8月25日	公募設置等指針	19	第2	3	(5)	①	—	除雪につきまして、公募設置等指針P19(5)では「町と協力して実施する」という表現や、P19(6)では「町の費用負担が少なくなるよう提案すること」という表現があります。可能であれば、表現の統一をお願いしたいです。	認定計画提出者において除雪用の重機を有していない場合もあることから、町でそれらの対応を想定し「協力して実施する」と記載していますが、認定計画提出者が重機を有しているなど町の協力が不要(または一部のみ)となる場合はその旨の提案をいただきたいと考えています。 これらについては公募設置等指針(P19)に追記・削除しましたので、ご確認ください。
12	8月25日	公募設置等指針	23	第3	1	(3)	⑥	—	設計監理を2社以上で行う場合は、JVとなるのでしょうか。または2社を併記する形となるのでしょうか。	グループ単位での応募となることから、2社を併記していただくことで問題ありません。
13	8月25日	公募設置等指針	31	第3	3	(4)	—	—	「地元企業との連携が具体的に示されているか」とありますが、地元企業との連携は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、必須ではございませんが、公募設置等指針のP11に「町内事業者を積極的に活用するよう努めること」と記載しておりますので、参考としていただきたいと考えております。
14	8月25日	公募設置等指針	32	第3	3	(4)	—	—	ネーミングライツの導入が評価対象となっておりますが、ネーミングライツ料の設定も提案してよろしいのでしょうか。 提案する場合、ネーミングライツ料の下限額を設定してはどうでしょうか。参考として芽室町で実施しているネーミングライツの事例を提示してはどうでしょうか。	現時点では、ネーミングライツにつきまして下限額は想定しておりませんが、今後、公募設置等指針においてお示しする考えです。 なお、現在、芽室町ではネーミングライツは導入されておりません。
15	8月25日	公募設置等指針	36	第3	4	(4)	—	—	「土壤汚染」につきまして、グランドレベルの設定は終わっているのでしょうか。また、北海道に照会した場合、過去の地歴を調べて問題が無いようであれば土壤汚染調査をする必要がなくなるかと思います。このため、事業区域における過去の用途について教えてください。	グランドレベルは、特に設定しておりません。 なお、事業区域(芽室公園運動広場)の過去の用途は、駅逕所(明治33年頃)～競馬場(昭和5年頃)～中学校(昭和22年～48年)となります。
16	8月25日	様式	10-1	—	—	—	—	—	様式13、14、15とありますが、それぞれ様式10-3、4、5といふことで理解で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。修正いたします。
17	8月25日	様式	10-1～9	—	—	—	—	—	様式の枚数制限はありますでしょうか。可能であれば、枚数を指定していただきたいと考えております。また、図面以外の様式につきまして、A3やA4等の指定はありますでしょうか。	枚数の指定は、ありませんでしたので、公募設置等計画は20枚までとさせていただきます。これらについては公募設置等指針(P25)に追記しましたので、ご確認ください。 図面以外の様式の体裁は、A4縦型をベースとします。図面についてはA3版とし、その場合は折り込んでA4縦型に収まるように作成いただければと考えております。

18	8月25日	様式	10-7	—	—	—	—	—	モンベルショップの整備費につきまして、内装工事費等の内訳を開示していただけないでしょうか。	様式に記載の整備費を基に、検討していただきたいと考えております。様式に記載の整備費は、他自治体の事例を参考とした整備費であり、内装等も含めた金額となります。
19	9月3日	様式	10-2 10-3 10-4	—	—	—	—	—	関連図面について、「様式10-3(3)特定公園施設に関する計画」のみ、平面図(縮尺1/200以上)、立面図(縮尺1/100)と縮尺の指定がございます。1/100では計画案によってはA3版に収まらない可能性もありますので、公募対象公園施設及び利便増進施設と同様に、図面縮尺については任意として頂けないでしょうか。	原則的には記載の縮尺の提出を求めますが、A3版に収まらない場合においては、任意の縮尺も可とします。様式10-3に追記しましたので、ご確認ください。
20	9月3日	—	—	—	—	—	—	—	対象敷地の敷地測量調査データがございましたら入手を希望します。ない場合は、設計に必要な敷地測量調査業務も本事業に含むということになるでしょうか。	公開している参考資料の別添「事業区域の標高データ」のみでありますので、オリジナル(CAD)データを送付します。もし、その資料で不足するようでしたら、認定計画提出者が独自に測量調査等を実施していただく考えです。
21	9月3日	—	—	—	—	—	—	—	モンベルショップ以外の①ビジターセンター、②公募対象公園施設の任意提案施設、③特定公園施設の任意提案施設について、それぞれ別棟ではなく、必要に応じて1棟の建物に合築して計画してもよろしいでしょうか。	可能です。その場合、ビジターセンターに関して、町直営や指定管理者などの管理手法をあわせて提案してください。
22	9月3日	公募設置等指針	15	第2	2	(3)	—	—	公募対象公園施設の必須施設(モンベルショップ・ビジターセンター)の場所は事業区域内の南西側に設置する想定との記載がありますが、想定設置場所をこの位置とした意図や経緯について、お教え下さい。	国道や町道からの動線を考慮し、モンベル側と協議の上、決定したものであります。
23										
24	9月4日	公募設置等指針	8	第1	6	—	—	—	事業期間に関し、解体期間含まず20年間とする可能性はありますでしょうか。竣工と供用開始の時期に差異が生じた場合、供用開始を、事業期間の始期として宜しいでしょうか。	公募等設置指針P8の6の3段落目に記載のとおり、公募対象公園施設等の設置管理許可の更新を求める場合には解体しない可能性もあります。竣工と供用開始の時期に大きく差異が生じた場合、改めて事業期間について協議する考えです。
25	9月4日	公募設置等指針	13	第2	2	(2)	①	d	記載の文章に関し、賃料総額の支払いは、事業期間満了時と考えてよろしいでしょうか。借り上げの賃料から解体費相当分を除いた残賃料を支払うといった解釈でよろしいでしょうか。万が一モンベルが撤退した場合に、契約が解除されない認識でお間違いないでしょうか。	町が賃料総額を支払う場合は、ご認識のとおり、事業期間満了時までに借上げ賃料から解体費相当分を除いた残賃料をお支払いする想定ですが、町が各種補助金を活用できた場合、賃料の一部または全部を竣工時に支払う可能性があります。また、モンベルが撤退した場合においても、借り上げ料に関する契約を解除しないご認識であります。
26	9月4日	公募設置等指針	14	第2	2	(2)	③	g, h	法定点検は事業者負担と考えますが、日常点検として想定される業務に関し開示いただけますでしょうか。維持・修繕区分の協議は可能でしょうか。	日常点検は、施設の適正な管理を図る為に、国土交通省が作成した「公園施設の安全点検に係る指針(案)」のP42を参考とした点検を想定しておりますので、別添資料として公開します。維持・修繕区分の協議は、可能と考えております。
27	9月4日	公募設置等指針	14	第2	2	(2)	③	j	記載の文章は、指定管理業務として受託する場合、常駐するという認識でよろしいでしょうか。共用部外灯等の電気料金は町の負担と考えてよろしいですか。	必須条件ではありませんが、不測の事態に適宜対応できるよう常駐していただくことが望ましいと考えております。施設全体の床面積に対して、町が借り上げる床面積の比率に応じて共用部外灯等の電気料金を負担することを想定しております。

28	9月4日	公募設置等指針	19	第2	3	(4)	②	c	提案から工事着手迄1年以上期間がございますが、今の記載でよろしいでしょうか。	提案時から工事着手までの物価変動に応じて、譲渡代金を変更することを想定しております。
29	9月4日	公募設置等指針	19	第2	3	(5)	①	-	除雪に関しては指定管理業務に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	P19の(6)④記載のとおり、特定公園施設として整備する駐車場は町が除雪を行う想定でおりますが、町の費用負担が少なくなるよう提案をしていただきたいと考えております。
30	9月4日	様式	10-7	-	-	-	-	-	資金需要合計の内、モンベルショップ及びビジターセンターに関し、金800,000千円と記載がございますが、こちらの金額で賃貸条件を提案することでよろしいでしょうか。最終的な投資額が決定した時点で、賃貸条件を取り決めすることでよろしいでしょうか。 800,000千円は建設費の他、設計費などを含めた投資額ででしょうか。 費用の内、解体費など項目を追記、或いは削除してもよろしいでしょうか。 モンベルショップの設計監修費は別途でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり記載の金額で賃貸条件を提案してください。詳細な賃貸条件は、事業者決定後に協議する想定であります。なお、800,000千円には、建設費の他、設計費等(モンベルショップの監修費含む)を含めた金額となります。上記の金額は、事業者決定後、モンベル社を含めた協議の上、変更する可能性がございます。 解体費等の項目は、適宜、追加・削除してください。
31	9月4日	様式	10-8	-	-	-	-	-	町とモンベル社と記載がありますが、「町(モンベル社・ビジターセンター)」という表現でよろしいですか? 営業外収入とはどんなものが想定されますか。 光熱水費等に関し参考となる指標や基準はありますか。 ない場合、想定額の算出が困難なものと考えます。	「町(モンベル社・ビジターセンター)」であります。 営業外収入は、現時点で費目の想定をしておりません。必要に応じて入力してください。 光熱水費等は、提案される施設規模によることから、指標や基準はお示しできませんので、類似施設の実績等を調査の上、算出してください。 なお、様式10-8の費用(2)⑥⑦に追記しましたので、ご確認ください。
32	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	供用開始から賃料発生でしょうか。	ご認識のとおりです。
33	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	地盤データはございますか。	1989年に実施した、運動広場近くの地質調査資料を別添資料として公開します。
34	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	約1m程度の盛土は、本事業とは別で、町負担と考えてよろしいでしょうか	事業区域の地盤を上げるための盛土と思慮しますが、事業者決定後の協議事項となります。
35	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	ペナルティの取り決めはございますでしょうか。 有る場合、発生タイミングをご教示ください。その際、帰責事由が事業者にない場合、設計費等の実費精算は可能でしょうか。	ペナルティ並びに発生のタイミング、費用負担等については、別途提示している実施協定書に基づき、協議させていただきたいと思います。
36	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	建物賃貸借に関する敷金はどのようにお考えでしょうか。	公募設置等指針のP13第2・2・(2)・dにおいて記載のとおり、町が賃料総額の支払いを行った場合は、町に無償譲渡される考えですので、敷金の発生は考えておりません。
37	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	開発行為の指導はありますでしょうか。	現時点では想定しておりません。
38	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	事業の実施にあたり必要とされる認可をご教示ください。	現時点では想定しておりません。
39	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	公募対象公園施設として出店するテナントの独立看板は設置可能でしょうか。	設置可能です。なお、看板の設置位置によって占有料が発生する可能性があります。
40	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	プレゼンテーションは無しの認識でお間違いないでしょうか。	公募等設置指針P29の3(1)③に示す通り、第二次審査において事業者からのプレゼンテーションを実施いたします。プレゼンテーションは令和7年12月22日を予定しておりますが、日時、場所等は事務局から後日連絡いたします。
41	9月4日	-	-	-	-	-	-	-	特定公園施設の任意提案で施設整備する建物にテナントを誘致する場合の利用料は発生致しますか?また発生する場合の利用料は想定されていますか。	ご質問の内容から、特定公園施設の指定管理における自主事業と思慮しますが、その場合の利用料の発生や利用料の水準は想定しておりません。但し、公募対象公園施設の任意提案施設で飲食店または小売店等の便益施設を想定していることから、特定公園施設のテナント機能との棲み分けを行っていただきたいです。

42	9月4日	—		—	—	—	—	—	—	公募公園対象施設と特定公園施設を合築することは可能でしょうか？その場合は、特定公園施設を区分所有建物として譲渡することになります。 また、合築の場合は、20年後に認定計画提出者の区分所有部分（公募対象施設）を町に譲渡することになりますが、よろしいでしょうか？（一体の建物の為、公募対象施設部分の解体ができない為）	公募対象公園施設と特定公園施設を合築することは可能です。（参考までに、質問番号21の回答もご参照下さい。） ご認識のとおり、合築する場合、特定公園施設は区分所有建物として町に譲渡することを想定しております。
43											
44	9月5日	公募設置等指針	23	第3	1	(3)	⑦	—	建設にあたり、JV（共同企業体）を組成しても問題ないでしょうか。また、その場合の施工実績の提出については、建設JVの代表企業のみが対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 施工実績については、応募グループとなった場合、代表企業ではなく、構成企業のうち、1社以上でも構いません。 公募設置等指針の⑦に追記します。	